

九条道家とその執政

——院評定制成立過程の考察——

小川 三千子

寛元四年、幕府の要請により院評定制が成立した。本論の目的は九条道家の執政を中心に、鎌倉時代初期から中期にかけての公卿議定の変遷を見ることによって、院評定制の成立過程を考察したものである。

承久の乱により院政が後退した後、一時期ではあるが摂関政治が復活した。その中心となったのが九条道家である。第一章では九条家と道家の執政について述べた。

九条家の権力基盤は摂関家という家柄から天皇家との外戚関係と、鎌倉幕府との親密な関係にある。武力を失い、幕府の影響下にあった当時の朝廷では、幕府との密接な関係を持つ者が実権を握り得たのである。また、九条家を語るうえで西園寺家は欠くことができない。西園寺家も承久の乱では幕府方に味方するなど、幕府と深い関係を持っていた。九条家はこの西園寺家と協力体制にあった。頼経の関東下向や道家の関白就任、またライバル関係にあった近衛家との協調体制は西園寺公経の援助によるものである。だが四条天皇の急逝により、次の天皇に幕府の推す後醍醐天皇が決定すると、道家は外戚の地位を失い、幕府との関係も弱くなった。ここで西園寺公経は機敏にも九条家から

離れ、後嵯峨天皇のバックである土御門側につく。そして一層幕府との関係を深め、また孫娘を入内させるなど、より力を強めていくのである。

道家の執政については、天福元年の奏上文であげられた施政方針の明文と関東申次の二点から述べた。

奏上文には「任官叙位事」と「訴訟決断事」の二つの項目があげられている。その内容は有能な実務官僚を登用し、その「顧問に預かる輩」によって訴訟問題を評議していくという事が述べられている。この「顧問に預かる輩」による評議や記録所の再興は、道家の行った殿下評定につながっていく。

また、道家は幕府との連絡・交渉にあたる関東申次を長年務めていた。他の関東申次も道家の周囲によって固められており、権力基盤の一つになっていた。だが、寛元四年の宮騒動によって九条家は幕府からの信用の失墜を決定的なものとし、失脚する。新しい関東申次には北条時頼の指名により、西園寺実氏が就任することとなった。この改変において関東申次は大きく変わる。それまで関東申次は複数制であり、指名権は鎌倉將軍にあった。だが、この原則が打破されたことにより、朝廷は一層北条得宗家の介入を招くことにもなったのである。その後は西園寺家が関東申次を独占し、その実権を手中にする。

鎌倉幕府とのつながりといっても細かく言えば、九条家は將軍家との関係であり、西園寺家は執権北条得宗家と結んでいた。その差が出たと言ってもいいであろう。いわばこの宮騒動は朝廷内における実権が、九条家から西園寺家へと移行した一つのターニングポイントであると言える。以後摂関家は家格だけの形式的なものになっていくのである。

第二章では公卿議定の変遷について述べた。平安時代、国政議定の中心であった陣定は国政の重要事項を審議する

場合の最も一般的なものであったが、議決機関ではなく、諮問機関であった。そのメンバーは参議・納言・大臣クラスで、摂関は太政官ではないために出席はない。鎌倉時代になると既に形式化しており、儀式や寺社関係の評議にとどまるのみであった。そのような中、それまで陣定が持っていた役割は記録所や直廬での評定へと移っていく。

その直廬議定とは直廬、つまり宮中での摂関の個室で行われる評定であり、形式や議題内容などは陣定と同じである。ただ、陣定との決定的な違いは摂関が出席をしているということがあげられる。そして陣定では外記によってもたらされていた公卿招集の伝達が、蔵人のもたらず摂関御教書へと形を変えている。つまり直廬議定とは公的な議定である陣定に摂関の私的要素が入ったもの。と言えるのではないだろうか。なお、鬼間評定というものもあるが、これは清涼殿の鬼間で行われる評定で、後は直廬議定と同じである。

殿下評定は殿下、つまり関白の私邸で行われる評定である。時期的には二段階に分かれる。前期となる九条道家・教実の時期の議題内容は飢饉対策など特別なものが多い。メンバーを見ると大臣クラスの出席はなく、中納言と参議クラスであり、道家が天福元年の奏上文で述べた「顧問に預かる輩」にあてはまる、実務に秀でた中流廷臣らであった。摂関の私的色合いが深まったが、直廬議定に近い面もある。後期の二条良実の時期になると、議題内容は主に荘園所領の相論関係となる。メンバーについてはほぼ固定されるようになるが、同じく名家や弁官家といった実務に秀でた中流廷臣らであった。名前をあげると、中納言吉田為経・権中納言葉室資頼・前参議平経高・前参議菅原為長・参議葉室定嗣であり、父、道家の補佐であった近臣によって固められていたのである。

そして寛元四年に成立した院評定は清華家である西園寺や土御門の上流廷臣のグループと、名家・弁官家といった実務官僚の中流廷臣とで構成されていた。その中には殿下評定のメンバーであった吉田為経と葉室定嗣の名もみえる。

特徴は高い独自の議決機能を持っていたことにあり、議題は所領に関する訴訟などが評議された。

殿下評定と院評定を比較してみると、その人的構成や議題内容などはほぼ同じであり、摂関家と清華家が入れ替わっただけで相通するものがある。つまり院評定は殿下評定のシステムやメンバーを受け継いだものだと言えよう。

最後の第三章では道家の執政の流れとして、祖父兼実の時の政策についてふれた。

文治元年十二月、強力な後白河院政に対抗する策として公卿合議の強化を図るために、源頼朝より議奏公卿制の設置が奏請された。そのメンバーには政務にすぐれた親頼朝派の者が選ばれている。しかし、これは逆に公卿の分裂を招くものとして早々に消滅することになった。

また、文治三年二月には記録所が復興された。延久年間に起こって以来、天永・保元と三度目の復興である。その内容は以前と変わらず、諸国荘園の券契と訴訟問題に対応するものであるが、さらに年中式日の公事用途に関することが新しく付け加わっている。記録所で作成された勅文は議定での資料となることから、これも公卿議定の強化策と言えよう。この記録所は後に道家が仁治元年に記録所の再興を行った時の参考にされている。

このように道家と兼実の執政には相通するものがあり、また、宝治元年に書かれた道家の敬白文案には、祖父兼実を讃えている一文があることから、道家は施政の方針に兼実の影響を受けていただろうと思われる。

寛元四年に成立した院評定制は九条道家の時に起きた殿下評定のシステムが摂関の私邸から院中へと場を移したものであり、その時朝廷内の実権もまた、摂関家から関東申次を独占した西園寺家へと移行したのである。